

高福第2231号
令和2年8月25日

各高齢者施設・事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公印省略)

避難確保計画の策定及び避難訓練の実施の徹底について（通知）

本県の高齢福祉施策の推進につきまして、日頃から多大な御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、各施設等におかれては、利用者の安全の確保のため、消防計画等非常災害対策計画を策定し、火災や大規模地震を想定した対策を講じていただいているところです。

しかし、近年、極端な集中豪雨等により浸水、土砂災害等が多発しており、自力避難が困難な方も多く利用されている高齢者施設等においては、浸水や土砂災害に備えた十分な対策を取る必要があります。

については、各施設において、次の事項を確認し、必要な対策を講じるようお願いします。

1 施設の災害リスクに応じた非常災害対策計画・避難確保計画の確認

次の点について御確認ください。

- (1) 施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に所在しているかについて、ハザードマップ等で確認してください。
- (2) 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在する場合、施設の非常災害対策計画に、火災・地震の他、浸水・土砂災害を想定した避難確保計画が含まれているか確認してください。
- (3) 含まれていない場合は、新たに避難確保計画を作成する、または作成済みの消防計画等非常災害対策計画に追記するなど、速やかに対応してください。

2 避難確保計画の作成について

作成にあたっては、次のモデルを参考に貴施設・事業所の非常災害対策計画について適宜避難確保計画の追記・点検・見直し等を行ってください。

なお、市町村の防災所管部署は、要配慮者利用施設の避難確保計画作成を支援することとされています。御不明な点は、各施設所在地市町村の防災所管部署に御相談ください。

- ・福祉・医療施設防災マニュアル作成指針（山口県健康福祉部）
- ・社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン（愛媛県保健福祉部）
- ・社会福祉施設におけるモデル避難計画【自然災害対策編】（長崎県福祉保健部）

浸水・土砂災害に関する避難確保計画作成マニュアル等

<国土交通省ホームページ>

(土砂災害)

ホーム>政策・仕事>水管理・国土保全>砂防

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

(浸水)

ホーム>政策・仕事>水管理・国土保全>防災>自衛水防(企業防災)

>要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

3 要配慮者利用施設の避難確保計画の市町村への報告について

平成29年6月の水防法・土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(※)においては、地域の状況に応じて浸水・土砂災害を想定した避難確保計画を作成し、市町村へ報告することが義務づけられています。

要配慮者利用施設として所在市町村の地域防災計画に位置付けられている施設について、「1」により作成した避難確保計画を速やかに所在地の市町村の防災所管部署に報告してください。

なお、自施設が水防法又は土砂災害防止法上の「要配慮者利用施設」に該当するか否かは、各市町村防災担当部署に御確認ください。

(※)「要配慮者利用施設」

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(通所サービス事業所等も含む。)

4 避難訓練の実施について

施設管理者等は、作成した非常災害対策計画、避難確保計画に基づき、避難訓練を毎年実施する必要があります。特に要配慮者利用施設については、浸水・土砂災害を想定した訓練を着実に実施してください。

(消防法上の義務)

消火訓練・避難訓練 年2回以上、通報訓練 計画に定めた回数

(水防法・土砂災害防止法上の義務)

要配慮者利用施設の避難訓練 毎年1回以上

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ 真壁・岡崎

電話 045 - 210 - 4856